

# 第74回国民体育大会冬季大会北海道実行委員会会則

## 第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、第74回国民体育大会冬季大会北海道実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称し、事務所を北海道環境生活部スポーツ局に置く。

(目的)

第2条 実行委員会は、第74回国民体育大会冬季大会を開催するために必要な準備と運営に関する事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 大会運営に必要な総合計画に関すること。
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、関係競技団体並びにその他関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- (3) 大会予算及び決算に関すること。
- (4) その他大会開催に必要な事項に関すること。

## 第2章 委員及び役員等

(委員)

第4条 実行委員会は、行政機関及び関係団体並びに学識経験者の中から会長が委嘱した委員をもって構成する。

- 2 前項の委員のうち、行政機関及び関係団体から委嘱した委員については、当初の委嘱した時点の行政機関及び関係団体の職をもって委嘱したものとし、その職に異動があった場合は、その後任者をもって委嘱したものとみなす。

この場合において、当初に委嘱された委員は、速やかに会長に報告しなければならない。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 若干名

(役員を選任)

第6条 会長は北海道知事をもって充てる。

- 2 副会長及び監事は、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を掌理し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長が指名する副会長がその職務を代行する。
- 3 監事は、財務会計について監査する。

(顧問及び参与)

第8条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な会務の諮問に応じる。
- 4 参与は、重要な会務に参与する。

## 第3章 会議

(会議の種類)

第9条 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会

(総会)

第10条 総会は、役員及び委員をもって構成する。

2 総会は会長が必要のつど招集し、次の各号に掲げる事項を審議し決定する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関する事。
- (2) 大会運営の基本方針に関する事。
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) その他前各号に準ずる重要な事項に関する事。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 やむをえない理由のため総会に出席できない委員は、代理人に表決を委任することができる。  
この場合、前項の規程の適用については、出席したものとする。

(常任委員会)

第11条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 常任委員は、委員のうちから会長が委嘱する。

3 常任委員会は、会長が必要に応じ招集し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 総会から委任された事項に関する事。
- (2) 総会を開催するいとまがない緊急事項に関する事。
- (3) その他実行委員会の運営上、会長が必要と認める事項。

4 前条第3条の規定は、常任委員会の議事について準用する。

#### 第4章 専決処分

(会長の専決処分)

第12条 会長は、総会及び常任委員会（以下本条において「総会等」という。）を招集するいとまがない、または、総会等の権限に属する事項で簡易なものについて、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、会長はこれを次の総会等において報告し、その承認を求めなければならない。

#### 第5章 事務局

(事務局)

第13条 実行委員会の事務を処理するため事務局を置く。

2 各競技会の事務を処理するため、会場地に競技会事務局を置く。

3 事務局に関し必要な事項は会長が別に定める。

#### 第6章 財務

(経費)

第14条 実行委員会の経費は、負担金、補助金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 実行委員会の会計年度は、施行の日から始まり翌年3月31日をもって終わる。

#### 第7章 補則

(委任)

第16条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

#### 附 則

1 この会則は、平成30年4月23日から施行し、大会に関する一切の責務を完了したときをもってその効力を失う。